

令和2年7月31日

放課後等デイサービス事業所 各位

碧南市福祉こども部福祉課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後等デイサービスの対応について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を実施いただいているかと思いますが、本市の取扱いについては下記のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 代替的なサービスの提供について

新型コロナウイルス感染症対策として、厚生労働省からの諸通知に基づき放課後等デイサービスの代替的なサービスの提供については、原則としてその取扱いの終期を令和2年5月31日までとしておりましたが、近日の社会情勢を踏まえ、令和2年8月1日から令和2年8月31日までの期間において適用が可能であるものといたします。

ただし、代替的なサービスとして在宅におけるサービス提供を行う場合は、サービスの質の向上及び提供状況の把握のため、在宅サービス提供状況報告書を作成し、下記担当までご提出ください。

2 その他

国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性があります。また、上記の対応に沿わない案件がございましたら別途ご相談ください。

【担当：問合せ先】 碧南市福祉こども部福祉課社会福祉係

電 話 0566-95-9884（直通）

FAX 0566-48-2940

Eメール fukusika@city.hekinan.lg.jp